

議案第 236 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のことについて専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 26 年 11 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成 26 年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）

専決第57号

専 決 処 分 書

平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

さいたま市長 清水 勇 人

平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,401,612千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		16,675,369	377,513	17,052,882
	3 委託金	2,119,082	377,513	2,496,595
歳 入 合 計		471,024,099	377,513	471,401,612

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		44,653,662	377,513	45,031,175
	6 選挙費	275,101	377,513	652,614
歳 出 合 計		471,024,099	377,513	471,401,612